

# 広島県グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

平成 19 年 3 月 19 日制定

平成 29 年 3 月 23 日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

## (目 的)

第 1 条 公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、グリーン経営を推進する認証制度に対し、認証登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証機関とは、交通エコロジー・モビリティ財団（以下「交通エコモ財団」という。）をいう。

## (助成対象期間)

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日以降に認証登録を取得又は更新し、平成 30 年 3 月 16 日までに交付申請書の提出があったもの。

なお、助成は申請順に行うこととし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

## (助成金の交付額)

第 4 条 グリーン経営の認証登録の取得又は更新に要した費用のうち、認証登録 70,000 円、更新 35,000 円とし、要した費用の合計がこの額に満たないときはその金額とする。

ただし、交通エコモ財団へ複数事業所をまとめて申請された場合は、一申請となり、認証登録 70,000 円、更新 35,000 円となる。

## (助成金の交付申請)

第 5 条 助成を希望する会員事業者は、「グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書」に必要事項を記載の上、会員事業者の所属する協会支部に提出する。

## (助成金の返還)

第 6 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
  - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(雑 則)

第7条 協会は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則

本要綱は、平成19年4月1日より施行する。

平成20年3月19日	一部改正	(平成20年4月1日施行)
平成21年3月18日	一部改正	(平成21年4月1日施行)
平成22年3月26日	一部改正	(平成22年4月1日施行)
平成23年3月23日	一部改正	(平成23年4月1日施行)
平成24年3月22日	一部改正	(平成24年4月1日施行)
平成25年3月21日	一部改正	(平成25年4月1日施行)
平成26年3月19日	一部改正	(平成26年4月1日施行)
平成27年3月20日	一部改正	(平成27年4月1日施行)
平成28年3月23日	一部改正	(平成28年4月1日施行)
平成29年3月23日	一部改正	(平成29年4月1日施行)